（電磁的記録）

**第二百三十八条の三**　法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的記録）

**第二百四十六条の十五**　法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的記録）

**第二百三十八条の三**　法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の商号又は名称

二　届出年月日

（電磁的記録）

**第二百四十六条の十五**　法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

［項を削る。］

（電磁的記録）

**第二百六十一条**　法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（登録申請書の添付書類）

**第三百条**　［略］

2　前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録（次条に定めるものに限る。）を添付することができる。

［3・4　略］

（電磁的記録）

**第三百一条**　法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

（電磁的記録）

**第二百六十一条**　法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の商号又は名称

二　届出年月日

（電磁的記録）

**第二百六十一条**　法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　登録申請者の商号又は名称

二　申請年月日

（登録申請書の添付書類）

**第三百条**　［同上］

2　前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録（次条に規定するものに限る。）を添付することができる。

［3・4　同上］

（電磁的記録）

**第三百一条**　法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ